

岩手県告示第523号

建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第28条第3項の規定に基づき、次のとおり営業の停止を命じた。

平成27年6月19日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 処分をした年月日 平成27年6月9日
- 2 処分を受けた者
 - (1) 商号又は名称 有限会社小松組
 - (2) 主たる営業所の所在地 北上市和賀町藤根14地割158番地
 - (3) 代表者の氏名 小松 忠男
 - (4) 許可番号 岩手県知事許可（般-24）第8109号
- 3 処分の内容 営業の一部の停止命令
 - (1) 停止を命ずる営業の範囲 建築工事業に関する営業のうち、民間工事に係るもの。
 - (2) 期間 平成27年6月24日から同月26日までの3日間
- 4 処分の原因となった事実 2に掲げる者は、民間発注の車庫兼物置の建築請負契約において、建築基準法（昭和25年法律第201号）第20条所定の構造耐力を欠きこの点に^{かし}瑕疵がある建物を施工した。このことが、法第28条第3項に該当すると認められる。